

令和4年第1回尾張旭市環境審議会会議録

1 開催日時

令和4年3月17日(木)

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時00分

2 開催場所

尾張旭市役所 南庁舎3階 講堂1

3 出席委員

岡村 聖、尾関 仁、水谷 豊一、廣永 輝彦、野町 純子、山室 美恵子、
水野 俊幸、松岡 里枝 8名

4 欠席委員

齋藤 裕一、永井 かよみ、高橋 賢一 3名

5 傍聴者数

1人

6 出席した事務局職員

環境課長 木戸 雅浩、環境施策係長 大谷 健司、環境課主査 塚本 和資、
環境課主査 山田 能靖

7 議題等

報告事項

(1) 令和3年度環境基本計画年次報告書について

(2) 重点取り組み事項について

(3) 次期環境基本計画の策定について

その他

(1) 尾張旭市自然環境基礎調査等について

(2) その他

8 会議の要旨

環境課長

皆さんこんにちは。環境課長の木戸でございます。定刻となりましたので、ただいまから「令和4年第1回尾張旭市環境審議会」を開催させていただきます。

それでは、開催に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日は、あらかじめ送付させていただいた資料と、「尾張旭市環境基本計画【中間見直し版】」の冊子をお持ちいただくようお願いしましたが、もしお持ちでない場合は、こちらで御用意しておりますので、お申し出ください。

資料はあらかじめ郵送にて5種類の資料をお配りしております。まず、「会議次第」と「委員名簿」等を一緒にとじたA4の2枚組

の資料、次に「資料①」と書かれた「令和3年度環境基本計画年次報告書に対して寄せられた御意見と市の考え方」というタイトルのA4の資料が1枚、次に「資料②」と書かれた「重点取り組み事項について」というタイトルのA4とA3の資料が一枚ずつ。

次に、「資料③」と書かれた「第二次尾張旭市環境基本計画策定方針（案）」というタイトルのA3の資料が1枚。

最後に、「資料④」と書かれた「尾張旭市自然環境基礎調査等について」というタイトルのA3の資料が1枚。以上となりますが、お手元にございましたでしょうか。

本日の審議は、以上の資料を使用し、進めさせていただきたいと思えます。

それでは、会議次第を1枚めくっていただき、1ページの「尾張旭市環境審議会委員名簿」を御覧いただきたいと思えます。

本審議会の委員の名簿でございますが、本日は、齋藤 裕一委員、永井 かよみ委員、高橋 賢一委員が欠席でございますので、委員11名のうち8名の方が出席されております。これにより、尾張旭市環境審議会規則第3条第2項で規定する過半数の出席を得ており、会議は有効に成立しておりますので、まずもって御報告申し上げます。

続いて、本日出席の事務局職員は、裏面2ページの名簿でございます。ここで1点、資料の訂正がございます。名簿の上から2番目にあります課長補佐の喜多野につきましては、業務都合により本日欠席させていただいておりますので訂正をお願いいたします。以上により、出席職員は4名でございます。時間の都合上、紹介は割愛させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なお、事務局の後方には、前回の審議会に引き続き、自然環境基礎調査の受託業者である株式会社創建の担当者が同席しておりますので御承知おきください。

それでは、早速ですが、議事に移らせていただきたいと思えます。

本日の報告事項は、昨年11月に御審議いただきました「令和3年度環境基本計画年次報告書について」と、「重点取り組み事項について」、そして「次期環境基本計画の策定について」の3点ございます。

進行につきましては、当審議会の議長であります岡村会長にお願いしたいと思います。岡村会長、よろしく申し上げます。

議長

皆さんこんにちは。本日は御多忙のところ、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

さて、ただいま説明がありましたとおり、本日は「報告事項」が3点、事務局より提出されております。

前回のような「諮問」に対する「答申」について審議する場ではなく、事務局からの報告事項に対して御意見を頂戴する場、皆さまからの様々なアイデアを出していただく会でございますので、ざっくばらんに気軽な形で意見交換などができればと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、はじめに「令和3年度環境基本計画年次報告書について」、事務局から説明をお願いします。

環境施策係長

それでは、報告事項の(1)「令和3年度環境基本計画年次報告書について」説明させていただきます。

こちらの「令和3年度環境基本計画年次報告書」につきましては、前回の環境審議会の際に皆さんから御意見を頂き、その御意見をもとに一部変更等の対応を行った後に、本年1月4日から主要公共施設に配置いたしました。

また、その配置の際には、年次報告に掲げた取り組みが、より良い方向に進むようなアイデアや感想、チョット言いたいけれど、といったことを2月3日までの間、募集いたしました。そして今回、1名のかたから6件の御意見をお寄せいただくことができたところでございます。

なお、意見募集の際には、「お寄せいただいた意見は、翌年度の年次報告書作成の参考にさせていただくとともに、その意見に対する市の考え方について、ホームページなどで公表します」としておりました。

このため本日は、そのお寄せいただいた意見を御覧いただくとともに、これに対する「市の考え方」の案を作成しましたので、その内容について、御意見やアドバイス等をいただければと思います。

それでは「資料①」の「令和3年度環境基本計画年次報告書に対して寄せられた御意見と市の考え方」を御覧ください。

まず、「1意見募集期間」と「2意見の数」は、先ほど申し上げたとおり、令和4年2月3日までで、1名の方から6件の御意見を頂きました。

次に「意見内容と市の考え方」でございますが、いずれも非常に前向きで参考となる御意見ばかりでありましたことから、今後の取り組みの参考とさせていただくことを基本とし、市の考え方を作成しております。

それでは、実際にお寄せいただいた御意見とそれに対する市の考え方について、事前にお覧いただいているかと思っておりますので、要点

を説明させていただきます。

1点目の御意見として、「小学生に対して「リサイクルひろば」の見学やオンライン出前授業はできないか。」ですが、本市では昨年3月からリサイクルひろばクルクルを市役所敷地内に開設しております。本施設は小規模であるため、集団での見学は難しいですが、ごみの資源化について啓発を行うことは意義のあることだと考えております。

このため、「規模を縮小した資源ごみ回収施設であることから集団で見学する場所にはそぐわないと考えているが、要望がありましたら、オンライン出前講座にも対応したい」旨を記載しております。

次に2点目の御意見として、「太陽光発電は学校屋上だけでなく市の公共施設屋上にも設置できないか。」という御意見です。本市では各公共施設の設置可能面積や設備設置に係る安全性などを考慮し、設置が可能であった公共施設に設置していることから、市の考え方として、「本市では採算性や安全性の観点から設置が可能であった市内の小中学校8校を含む15の公共施設に太陽光発電設備を設置していること、また、新池交流館ふらっと及び保健福祉センターではそれぞれ風力発電及び温度差発電の設備を設置している」としております。

次に3点目の御意見として「アライグマ・ヌートリアなど矢田川付近によく出没しているので駆除してほしい。」という御意見です。本市では良好な生態系を保全するため、外来生物の駆除を推進しております。そのため、市の考え方は、「公共施設用地等の本市管理地内で特定外来生物を目撃された場合は、各施設等管理者までお知らせいただくこと、また、私有地内で目撃情報がある場合、所有者に捕獲檻を貸し出し、駆除に務めている」旨記載しています。

次に4点目の御意見として「市内に生息する動植物を紹介するパンフレットやホームページを作成し、関心を深めてほしい。」という御意見です。本市では令和3年度に、市政50周年記念事業として、本市に生息する野鳥、昆虫、水生生物や小動物の情報収集や観察会を行う野生生物再発見事業を実施し、事業のまとめを市のホームページ上に公開し、情報発信を行っております。また、今年度より実施している環境基礎調査についても触れております。市民の皆さんに市内に生息する動植物について関心を持っていただくことは動植物の保全や生物多様性の保全に繋がりますので、この他の取り組みについても検討していきたいと思っております。

このため、「令和3年度に『野生生物再発見事業』を実施、事業

内容について市のホームページ上に公開したこと、また、令和3年度から4年度の2か年で、環境基礎調査を実施していること、また他についても、市内の動植物に愛着や関心を深めてもらえるような取組について検討する」旨記しております。

次に5点目の御意見として、「野良ねこが増加しているので地域ねこ活動を一層継続してほしい。」という御意見です。他市の事例では、地域ねこ活動の施策をつき進めることにより、飼えなくなったねこを放棄する人が増えたとの事例もあり、施策の推進については慎重に検討を行うことが必要と考えております。

そのため、「地域猫団体の活動は、一世一代限りの天寿を全うしていただくことにより、野良ねこの数を減らすことを目的としているが、一方で、他市の事例のような飼育放棄の懸念もあることから、これらの先進事例を参考に対策を検討していきたい」としております。

次に6点目の御意見として、「道路に不法投棄がされていることがよくある。ごみの捨てられにくいきれいな環境をつくってほしい。地域の人が草刈りなどをするることにより、ごみが捨てられにくくなるのではないか。」という御意見です。

御意見のとおり不法投棄を防ぐには、日頃から不法投棄がされないような環境整備を行うことや、不法投棄の防止について啓発していくことが重要であると考えています。

このため、「広報での「不法投棄防止強調月間」の周知及び市道や河川敷などは管理者による日頃からパトロールや除草・剪定などの維持管理を行い、不法投棄されにくい環境整備に努めていること、また、市民等から不法投棄の通報を受けた場合は、土地所有者に対して適正処理及び再発防止処置を依頼する」としております。

以上、今年度の環境基本計画年次報告書に対する「意見内容と市の考え方」について説明させていただきましたが、冒頭に申し上げましたとおり、非常に参考となる御意見ばかりでありましたことから、今後の取り組みの改善につなげさせていただくとともに、参考にもさせていただきたいと考えております。

このため本日は、ただいま説明した「市の考え方」の内容について、皆様方から御意見をお聞かせいただきたいと思います。

なお、この資料については、委員の皆様からの御意見を踏まえて修正をし、市ホームページ等を通じて公表する予定でございます。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局から、「令和3年度環境基本計画年次報告書について」の報告がありました。

	<p>1名のかたから6件の御意見が寄せられたようで、いずれも大変貴重な、また参考になるものばかりであったかと思えます。</p> <p>このため、できる限り前向きに「市の考え方」を作成した、とのことでありましたが、この内容について、御意見や御質問、またアドバイス等がありましたら、ぜひ御発言いただきたいと思えます。</p>
廣永委員	<p>リサイクルひろばの移転により環境学習の展示を取りやめたとのことですが、市役所内のスペースを利用して展示することはできないですか。</p>
環境施策係長	<p>市役所内でも展示スペースを確保することが難しいため、オンラインでの講座を推進したいと思えます。</p>
松岡委員	<p>3つ目の意見に対する回答について、文章の構成として、最初に駆除を実施している旨を回答してから内容の説明をした方が分かりやすいのではないかと思います。5つ目の意見に対する回答についても同様に、最初に地域ねこ活動団体の活動を支援している旨を回答してから内容の説明をした方が良いと思えます。</p> <p>また、4つ目の意見については、市でせっかく良い事業を実施しているのに、それが知られていないということだと思えますので、もっとアピールが必要だと思えます。</p>
環境施策係長	<p>御指摘のあった回答の構成については再度検討をさせていただきます。事業のアピール不足との御指摘につきましては、周知方法の検討などを含め今後更に注力させていただきます。</p>
水野委員	<p>コンビニエンスストアがごみ箱を店舗前に置かなくなってから矢田川などにごみのポイ捨てが増えた気がします。一方で、近所のペットボトルの回収場所を見ると、ほとんどのペットボトルがラベルを剥がして出されており、ルールを守っている人は適正にごみを出しています。そのため、こうしたペットボトルの回収場所を増やすことでごみの適正排出の啓発になるのではないかと思います。</p>
環境施策係長	<p>不法投棄の対策としてはモラルの向上を図ることが必要と考えています。ペットボトルの回収場所は常設としているため、市内の公共施設に設置しています。そのため、回収場所を増やすのは難しく、ごみの適正排出についての周知啓発を更に進めることにより不法投棄されにくい環境整備に努めてまいります。</p>
廣永委員	<p>アライグマ・ハクビシン・ヌートリアなどの目撃数の集計や農作物への被害報告はありますか。また、捕獲檻はどのくらい準備していますか。</p>
山田主査	<p>目撃数を回答するのは難しいですが、アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の特定外来生物は今年度の実績で10匹程度捕獲実績があり、農作物への被害報告もありました。捕獲檻は15個程度用</p>

	意しています。
松岡委員	特定外来生物を見かけた場合は、目撃情報も市に連絡した方がよいのでしょうか。
山田主査	特定外来生物の駆除については広報誌にも掲載させていただいております。目撃された場合は市まで御連絡ください。
議長	他に、御意見はございませんか。 それでは続いて、次の報告事項に移りたいと思います。事務局から説明願います。
環境施策係長	<p>それでは、報告事項の(2)「重点取り組み事項について」、説明させていただきます。「資料②」の「重点取り組み事項について」を御覧ください。</p> <p>この重点取り組み事項につきましては、毎年、当審議会へと御報告しており、毎回、実施に当たってのアドバイスなどを頂いているところでございます。そのため、今回は令和3年度の取り組み事項の実績と令和4年度の取り組み事項について報告させていただきます。</p> <p>なお、令和4年度の取り組み事項の根拠となる「来年度の予算」につきましては、現在市議会において審議されており、まだその実施は確定しておりません。このため、先日発表された来年度予算の概要等に基づき、資料を作成しましたので、ぜひこの内容に対し、御助言などをいただければと思います。</p> <p>それでは、その詳細について、担当から説明させていただきます。</p>
塚本主査	<p>それでは、私から「重点取り組み事項について」説明させていただきます。「資料②」を御覧ください。</p> <p>細かな文字の資料で大変恐縮ですが、環境基本計画の施策の体系に基づき、重点取り組み事項をまとめております。</p> <p>資料は2枚組みになっておりA4の資料に記載しているのが、「環境基本計画の施策の体系」でございまして、5つの「分野別目標」と、14の「施策」、そして39の「みんなの取り組みの区分」を掲載しております。</p> <p>2枚目のA3の資料には、令和3年度及び令和4年度の主な重点取り組み事項について記載しており、資料の左半分には、令和3年度の取り組み実績を、資料の右半分には令和4年度の取り組み事項を掲載しております。どちらにつきましても環境基本計画の「分野別目標」の区分ごとにまとめておりますので、A4の資料を横に並べていただくと環境基本計画の体系と対応する重点取り組み項目が並ぶようになっております。</p>

それでは、令和3年度の実績から説明させていただきたいと思えます。分量が多いため本日は誠に恐縮ですが、そのうちの特徴的なものをピックアップしながら説明させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。A3の資料の左側を御覧ください。

まず分野別目標「2 ごみのないまちづくり」に関連する事業として、2点目の項目を御覧ください。「故障したおもちゃを修理する「おもちゃ病院」を実施しました。」としております。「おもちゃ病院」は故障したおもちゃを預かり、無料で修理する事業で、令和3年度は8月と12月に1日ずつ開催し、合計で182点のおもちゃの持込みがありました。修理完了と一部完了を合わせると、持ち込まれたおもちゃのうち約80パーセントのおもちゃが修理され、おもちゃを引き取りに来た依頼者が動くようになったおもちゃを見て喜ぶ様子などが見られました。

続いて分野別目標の3「地域で地球を考えるまちづくり」に関連する事業として、3点目の項目を御覧ください。「三郷駅周辺のまちづくりを推進しました。」としております。令和3年8月に三郷駅南側の市街地再開発事業等の都市計画決定を行ったほか、愛知県立芸術大学との連携事業によるワークショップを開催し、地域の方々の意見を踏まえ計画案の検討を行いました。

続いて分野別目標の5「暮らしやすい快適なまちづくり」に関連する事業として、3点目の項目を御覧ください。「市道巡検道線を試行区間として自転車道整備に向けた実施設計を行いました。」としております。本年度に実施した設計成果をもとに、令和4年度中に試行的な自転車通行空間の整備を進めます。整備箇所は中学生や高校生の通学路として自転車利用の多い区間である市道巡検道線、稲葉町交差点から晴丘交差点の間となります。

以上が、令和3年度の主な重点取り組みの説明でございました。

続きまして令和4年度の重点取り組み事項について説明させていただきます。A3の資料の右半分を御覧ください。

まず、分野別目標「2 ごみのないまちづくり」に関連する事業として、1点目の項目を御覧ください。「次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に着手します。」としております。

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本市におけるごみの減量・資源化を推進し、市民の利便性向上を図るため、策定するものです。現行の計画の計画期間が令和5年度までのため、令和4年度から5年度の2か年で策定を行います。令和4年度は市の特性把握、現計画の検証、市民意識調査及び

課題抽出を行い、計画策定に向けた資料作成等を行います。

続いて分野別目標「3 地域で地球を考えるまちづくり」に関連する事業として、3点目の項目を御覧ください。「印場駅のバリアフリー化に向けて整備工事を行います。」としております。令和4年度は印場駅自由通路南側から改札のある地下自由通路に通じるエレベーターを設置します。また、併せて鉄道事業者が駅構内からホームに通じるエレベーターの設置を行います。この一連の整備により印場駅南側の駅前ひろばから地下自由通路、そして駅ホームまでのバリアフリー化を実現します。

続いて分野別目標「4 自然とふれあうまちづくり」に関連する事業として、3点目の項目を御覧ください。「自宅及び事業所の敷地内で人の目に触れる場所に花を植えた方に、花苗等の費用を助成します。」としております。全国植樹祭の理念を継承することを目的に、花咲くまちづくり助成金を新設します。この助成金は自宅及び事業所の敷地内で人の目に触れる場所に花を植えた方に、花苗等の費用を助成します。助成の対象となる経費は花苗、種、球根の他、栽培に必要なプランター、土、肥料などです。助成金の額は助成金対象経費の2分の1で、1世帯又は1事業所あたり3000円が上限となります。

以上が、令和4年度の主な重点取り組みの説明でございました。これらの取り組みを進めることによって、環境基本計画に掲げる各種施策の推進へとつなげてまいりたいと考えておりますが、より効果的な内容とするため、委員の皆さんの豊富な知識や御経験を踏まえ、ぜひアドバイス等をしていただけると幸いです。説明は以上でございます。

議長	<p>ただいま事務局から、「重点取り組み事項について」の報告がありました。</p> <p>これらの事業を実施するにあたり、皆様のこれまでの御経験や、お勤め先での実際の取り組み事項などを参考に、何かアドバイスなどがありましたら、是非とも御発言いただきたいと思います。</p>
山室委員	<p>「折りたたみ式ごみボックス」は購入ではなく貸出しですか。</p>
環境課長	<p>貸出しをしています。設置条件や数に限りがありますので。連合自治会を通じて要望をお伺いしています。</p>
野町委員	<p>自然環境基礎調査は、希少な野生生物等を調査するという観点と、外来生物の分布状況を把握するという観点の両方があるという理解でよいですか。</p>
環境課長	<p>両方の観点から調査を行います。詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。</p>

議長

他に、御意見や御助言はございませんか。

それでは、鋭意取り組んでもらいたいと思います。

なお、それぞれの事業の実施に当たっては、委員の皆さんにもお世話になる機会があるかと思しますので、何とぞ御助力くださるようお願いいたします。

それでは続いて、次の報告事項に移りたいと思います。事務局から説明願います。

環境施策係長

それでは、報告事項の(3)「次期環境基本計画策定について」、説明させていただきます。「資料③」の「第二次尾張旭市環境基本計画策定方針（案）」を御覧ください。

環境基本計画は本市の自然的社会的環境特性を考慮し、目指すべき将来の環境像を定め、環境の保全及び創出に関する施策を総合的にかつ計画的に進めるため、策定するものですが、現行の計画の計画期間が令和5年度までであることから、令和4年度から5年度の2か年で次期環境基本計画の策定を行います。このため、策定に向けた策定方針（案）を取りまとめましたので、その内容について説明させていただきます。

まず、資料左側「1 策定の趣旨」です。

環境基本計画は、将来の世代に今ある環境をよりよくしながら継承し、誰もが健康で快適な市民生活を営むために、市、市民、市民団体、事業者が協力し、環境に配慮した総合的な取り組みを示すことを目的として、尾張旭市環境基本条例に基づき平成19（2007）年3月に策定しました。その後、平成27（2015）年に見直しを行い、環境に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進しています。現行計画の策定以降大きく変化した世界や国の情勢に対応する必要があることから、次期計画の策定を進めます。

次に「2 計画の位置づけ」です。本計画は、本市の各種施策の環境面における基本的な方向を示す指針となるものです。市の施策を横断的に捉え、他の計画と整合を図り、望ましい環境像の実現を目指します。

なお、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法に基づく「気候変動適応計画」、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」といった地球温暖化対策や生物多様性の保全のために策定する個別計画を含める形で策定します。

続いて「3 計画の期間」です。環境基本計画の上位計画である総合計画ですが、尾張旭市第六次総合計画が令和5（2023）年度に策定される予定のため、その計画期間と整合性を図ること、また、期

間が長期間となると内容と社会情勢の乖離が生まれることから、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間を計画期間とします。

次に「4計画の対象範囲」です。計画の対象とする環境の範囲は、現行計画と同様とします。具体的には、私たちを取り巻く地域的な環境における「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」とそれらを大きく捉える「地球環境」とします。

続いて資料の右側に移っていただき、「5策定スケジュール案」についてです。策定の事項別に大まかなスケジュールを設定しており、表にまとめております。令和4年度は本市の環境をとりまく現状や関連計画等の整理を行う「基礎調査」、市民・事業者の地域環境への意識や意向を把握し、計画策定に反映させるための「意識調査」、「現行計画における取り組みの課題の整理」を実施し、策定に向けての資料作成を行います。

令和5年度は、望ましい環境像、目標、指標及び目標値などの検討による「基本的事項の整理」を行うとともに、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「生物多様性地域戦略」といった関連計画の策定に係る検討を進め、計画書（案）を作成してまいります。そして、作成した計画書（案）に対する意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施します。

なお、各年度の表の一番下にありますとおり、議論していただく資料が調い、また次の検討の段階へと進むタイミングに併せ、本審議会を開催させていただき、多方面にわたる議論を実施いただきながら、策定してまいりたいと考えております。

また、次期計画策定に向け、実施に係る必要経費などを令和4年度当初予算に計上しているところであり、3月議会による議決を経て進める予定でございます。

以上、非常に簡単な説明で恐縮ですが、これで「次期環境基本計画策定について」の説明を終わらせていただきます。

議長 ただいま事務局から、「次期環境基本計画策定について」の報告がありました。

この内容について、御意見や御質問、またアドバイス等がありましたら、ぜひ御発言いただきたいと思います。

質問・意見なし

議長 御意見等もないようですので、鋭意取り組んでもらいたいと思います。それでは以上で、本日の議題は全て終了しました。

その他に事務局から何かありますでしょうか。

環境課長 長時間にわたって御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本日の結果を踏まえ、1点目の報告事項にありました「令和3年度環境基本計画年次報告書に対して寄せられた御意見と市の考え方」につきましては、修正を加えた後に、公表してまいりたいと思います。

2点目の「重点取り組み事項」、3点目の「次期環境基本計画の策定」につきましても、鋭意推し進めてまいりたいと思いますので引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、「その他」として3点御案内があります。

1点目は報告事項の内容にも触れさせていただきました、尾張旭市自然環境基礎調査等についてです。詳細について、担当から説明させていただきます。

山田主査

尾張旭市役所環境課の山田と申します。現在、自然環境基礎調査を実施しており、この場をお借りして調査の概要を報告させていただきます。

配布資料④を御覧ください。資料の左上から順に簡単に御説明していきます。

まず、項目1は本業務の全体像になります。本業務は市の豊かな自然環境を守り、生物多様性の保全と持続可能な利用を図るため、動植物の生息・生育状況に関する実態把握を含む自然環境基礎調査を行うとともに、令和4、5年度策定を予定している尾張旭市環境基本計画に生物多様性地域戦略を盛り込むことを目的としています。なお、本業務は株式会社創建に支援の委託をしており、委託期間は令和3年10月から令和5年2月までとなります。

下枠にいきまして、項目2が業務のスケジュールになります。自然環境基礎調査の実施と尾張旭市生物多様性地域戦略の素案作成の、大きく分けて2つの枠があり、記載のスケジュールで進めていく予定です。その中で大きな役割と担ってくるのが「(1) 自然環境基礎調査の実施」の中の「ウ 実態調査の実施」であり、四季に合わせて現地調査を実施する予定です。既に冬季については2月に実施しておりますが、詳細は後ほど御説明します。

続きまして、項目3が調査概要になります。自然環境基礎調査は前回調査が平成12年度となり、20年以上経過しており、この20年間で外来種や開発行為等の影響により生態系は大きく変化しています。そのため、まずは前回調査の結果整理、文献等調査や近隣市町の地域戦略の策定状況等の整理を行っていきます。また、同時に市民団体等や有識者へのヒアリングを実施しており、市内環境状況に詳しい方々への聞き取り調査に御協力を頂いています。

紙面右上にいきまして、先ほど簡単に説明しました実態調査に関

する件になります。

実際の動植物の生息・育成状況に関する実態把握を目的としており、調査地点別に調査員による目視を主体としています。紙面真ん中にある表が調査実施時期となっており、植物や生態種に応じ、調査の時期を定め、調査を実施する予定をしています。2月の冬季調査は既に終わっていますが、鳥類の調査を行っており、国や県のレッドリストに掲載されている重要種としては、紙面一番下に記載のとおり、天神川にてケリ、長池にてミサゴとオオタカを確認しております。調査時期の表に戻りまして、重点的な調査としましては春と夏の、生物の活動が活発となる時期に調査を実施することを考えています。

続きまして、実施調査につきましては、下側の図に記載の場所に地点を絞り、調査を行っていきます。調査地点の選定につきましては、生物の生育・生息環境、市内全体のバランス、平成12年度報告書との経年比較、生態系ネットワーク形成の観点から図に記載の30箇所を選定しています。

なお、森林公園や矢田川などの広範囲な調査地点については、散策道が整備されている場所や過去の調査の実施地点、自然観察会が実施されている場所、重要種の生息・生育可能性の高い場所等を調査することを考えています。

自然環境基礎調査等の概要及び現状の報告については以上となります。審議会の皆様におかれましては、本業務を進める上で参考とするため、この場に限らず、後ほどでも構いませんので、気になることがございましたら御意見等いただけますと幸いです。

山室委員	植物の調査は春季のみになっていますが、夏や秋の植物もあるので夏季や秋季の調査も実施してはどうでしょうか。
山田主査	御意見として伺います。
松岡委員	夜行性の動物もいると思いますが調査の時間帯を分けたりするのでしょうか。また、調査には専門的な知識が必要だと思いますが、どのような方が担当されるのでしょうか。
山田主査	調査は日中に、専門の調査員が行います。
廣永委員	補足になりますが、動物については、糞や足跡などの痕跡をもとに生息状況などを調査するため、日中でも夜行性動物の調査は可能だと思います。
自然環境基礎調査受託業者	夜行性の動物についても、糞や足跡などの痕跡をもとに生息状況などを調査します。また、鳥類については、渡りがあるため、冬季と夏季の2回に分けて調査を行う計画としています。
環境施策係長	他に気になることがございましたら、後日でも構いませんので御

<p>環境課長</p>	<p>意見等いただけますと幸いです。</p> <p>2点目は次回の審議会の御案内についてです。</p> <p>先ほどの報告事項でも説明いたしましたが、次年度から次期環境基本計画の策定に着手します。令和4年度には、計画策定に係る事項を議題として審議会を3回程度開催することを予定しており、次回の審議会につきましては6月から7月頃に開催させていただきたいと考えております。ただし、事務の進捗状況によって時期が変更となる場合がございますのであらかじめ御承知おきください。審議会開催の際には、皆様の御助言等をお聞かせいただければと考えております。</p> <p>続いて3点目としまして、委員の任期についての案内でございます。</p> <p>早いもので、委員の皆さまの任期は、今年の9月末をもって満了となります。環境基本法に基づく附属機関である本審議会は、学識経験を有するかたや、市民から公募したかたなど11名の皆さんによって組織されており、その任期は「2年」とされております。今後は、委員の改選に向け、皆さま方の所属に対し、改めて推薦依頼等をさせていただく予定ですので、あらかじめ御承知おきくださるようお願いいたします。</p> <p>なお、令和4年4月1日付けで人事異動がある場合は新たに委員の選任が必要となります。その場合は事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、次回の審議会は、6月から7月頃に開催される予定とのことであります。皆さんお忙しい中かと思いますが、御協力くださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして、令和4年第1回尾張旭市環境審議会を閉会といたします。皆さん長時間にわたり大変お疲れ様でした。</p>